

新潟市民病院事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月2日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第5号

新潟市民病院事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市民病院事務専決規程（平成20年新潟市民病院管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1（3）の表中

「

(14) 工事費			
ア 経費の執行		3,000万円以上 1億円未満	3,000万円 未満
イ 契約の締結			250万円以下

」

を

「

(14) 工事費		3,000万円以上 1億円未満	3,000万円 未満
----------	--	--------------------	---------------

」

に改め、同表4中（2）の項を削り、（3）の項を（2）の項とし、（4）の項から（13）の項までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟市民病院事務専決規程の規定は、令和7年4月1日から適用する。